

京都府の補助制度について

2026年7月14日（火）
令和8年度太陽光発電等の補助制度に係る
販売・施工事業者向けセミナー
京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

目次

①戸建て住宅向け補助制度

1-1.家庭向け太陽光発電・蓄電設備設置助成事業

1-2.京都府住宅脱炭素化促進事業補助金（ZEH、窓断熱）

②共同住宅向け補助制度

2.共同住宅再工ネ導入促進事業

③事業者向け補助制度

3-1.特定建築主等再工ネ導入促進事業

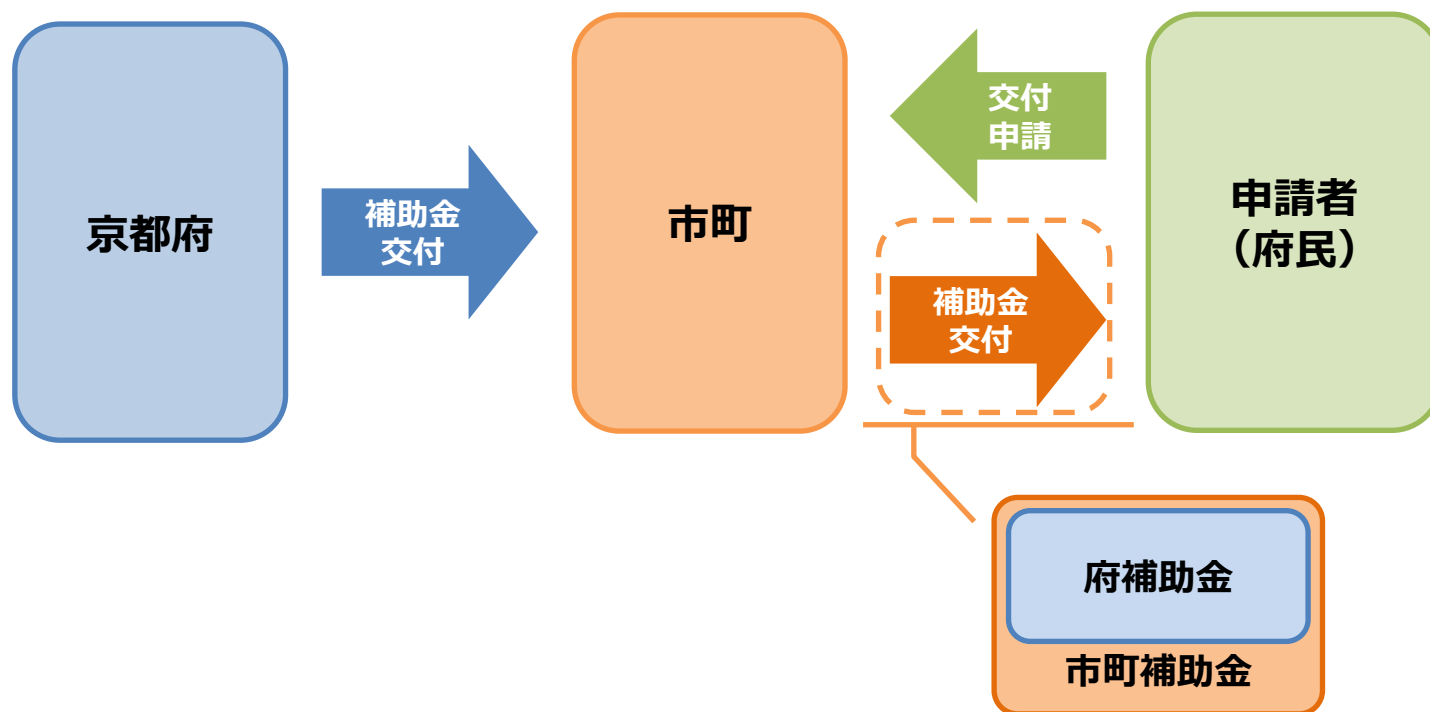
3-2.駐車場・農地等再工ネ導入促進事業

3-3.自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業

①戸建て住宅向け補助制度

- 太陽光発電で発電した電気を、蓄電池で溜めて賢く使うことで、系統の負荷を低減させ、災害等による停電時でも対応できる生活スタイル（エネルギーの自立化）を促進するため、**23市町と連携して太陽光発電と蓄電池の同時導入を支援**
- 令和6（2024）年度からは、電気料金の高騰などを受け、**より一層の自家消費型の再生可能エネルギーの導入促進のため**、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）も活用し、**補助内容を拡充**（京都府HP） <https://www.pref.kyoto.jp/energy/kateimukehojo.html>

■ 大まかな事業の流れ



■ 留意事項

- ・ 補助金については、**府補助額と市町村補助額を合わせて市町から交付**
- ・ **市町村HP等で公表されている補助額に、府補助額も含まれる** ※市町村の補助金と別途交付されるものではない

- 府内に**住宅用太陽光発電設備、蓄電池（及び高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム）を同時設置**する事業に対し、以下のとおり補助
- 自家消費型（FIT）売電不可住宅用太陽光・蓄電設備設置事業については、これまでの補助制度から補助金額が倍額となるよう、令和6年度に制度拡充
- **令和8年度からは、非FITでの設備導入をさらに促進するため、補助額を引き上げ**
- **FITの補助額は引き下げ（理由：新制度との金額差を設け、新制度の活用促進）**

■ R8の事業別補助額

		令和7年度	令和8年度
FIT	太陽光	最大4万円 (1万円/kW)	最大4万円 (1万円/kW)
	蓄電池	最大9万円 (1.5万円/kWh)	最大5万円 (1万円/kWh)
非FIT	太陽光	最大8万円 (2万円/kW)	最大16万円 (4万円/kW)
	蓄電池	最大18万円 (3万円/kWh)	最大24万円 (4万円/kWh)
高効率給湯器		補助対象経費の1/2（上限30万円）	同左
コージェネレーションシステム		補助対象経費の1/2（上限80万円）	同左

＋ 市町村独自補助（金額は市町村によって異なる）

- 環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した補助制度のため、補助対象設備については主に以下の要件がある
- 市町によって詳細な要件や提出書類が異なるため、申請先の市町のHP等で事前に確認が必要

■全設備に共通する主な要件

- ・ 個人住宅において対象設備を設置する事業であること（新築・既築は問わない）
- ・ 導入する設備が商用化され導入実績があるものであり、**中古設備でないこと**
- ・ PPA又はリースにより導入される設備でないこと
- ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業による温室効果ガス排出削減効果について**J-クレジット制度への登録を行わないこと**

■太陽光発電設備に関する主な要件

- ・ 導入する太陽光発電設備の発電出力が2kW以上であること
- ・ **FIT 制度及び FIP 制度の認定を取得しないこと**（FIT・FIP制度によらない余剰売電は可）
（確認方法の例：小売電気事業者との余剰売電に係る契約が分かる書類、関電送配電への系統連系申込内容及び承諾が分かる書類等）
- ・ 補助対象設備で発電し自家消費する電力量に紐づく**環境価値を他者に譲渡等しないこと**
- ・ 自己託送を行わないこと
- ・ 当該事業において導入する再エネ発電設備で発電する電力量の**30%以上を自家消費**すること
（確認方法の例：電力消費計画書とその算定根拠書類、過去1年間の電力使用量が分かる書類等）
- ・ **建材一体型太陽光発電設備及びソーラーカーポートによる導入でないこと**

■ 蓄電池に関する主な要件

- 太陽光発電設備と同時導入すること（導入が必須）
- 導入価格（工事費込・税抜）が12.5万円/kWh（4,800Ah・セル相当のkWh未満）以下となるよう努めること
（確認方法の例：見積書明細等）
- 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること

※定置用蓄電池が対象になるため、ポータブル電源等は対象外

（確認方法の例：関電送配電への系統連系申込内容及び承諾が分かる書類、回路図等）

- 停電時のみの非常用電源でないこと
- （一社）環境共創イニシアチブ（SII）に登録されている等、一定の機能要件を満たしていること

■全設備に共通する主な要件

- ・ 個人住宅において対象設備を設置する事業であること（新築・既築は問わない）
- ・ **太陽光発電設備・蓄電池と同時導入すること**
- ・ 導入する設備が商用化され導入実績があるものであり、**中古設備でないこと**
- ・ PPA又はリースにより導入される設備でないこと
- ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業による温室効果ガス排出削減効果について**J-クレジット制度への登録を行わないこと**

■高効率給湯機器に関する主な要件

- ・ 従来の給湯機器等に対して**30%以上省CO2効果が得られる**ものであること

※基本的には現在使用中の機器との比較

（確認方法の例：各市町村HPで公開されている省CO2効果計算表）

■コージェネレーションシステムに関する主な要件

- ・ 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。

- 各事業について補助金の財源が異なるため、**補助金の併用可否も事業ごとに異なる**
- 直接の申請先だけでなく、補助金の財源によって併用可否が異なるため注意

①自家消費型（FIT売電可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業（財源：府費）

→国や府内市町村等の独自補助金との**併用が可能**

②自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業（財源：府費、国費）

→環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しているため

国や府内市町村等の独自補助金において、国費を財源とするものとの**併用は不可**

※直接の申請先が国でない場合でも、国費を財源とする補助金との併用は不可

③高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業（財源：国費）

→環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しているため

国や府内市町村等の独自補助金において、国費を財源とするものとの**併用は不可**

※直接の申請先が国でない場合でも、国費を財源とする補助金との併用は不可



②、③について、補助対象設備が重ならない国庫補助金の併用は可能

- 非FIT太陽光発電の余剰電力について、**関西電力送配電エリアでは無償逆潮流の新規受付を停止中**
- 自家消費を促進し府民が利用しやすい制度とするために、**複数の売電先を府や市町村のHPで紹介**

https://www.pref.kyoto.jp/energy/kateimukehojo_nonfit.html

会社名 キューエネス	対象者	買取価格
Q.ENESTでんき(株)	京都府民	市場連動型
(株)能勢・豊能まちづくり	京都府民	8.5円/kWh
丸紅新電力(株)	京都府民	10円/kWh
和歌山電力(株)	京都府民	無料
たんたんエナジー(株)	福知山市民 南丹市民	10円/kWh

1-2.脱炭素住宅（ZEH）・断熱窓促進事業 （京都府住宅脱炭素化促進事業補助金）

①ZEH（ゼッチ）住宅の建築と購入を支援

- 建築物で作るエネルギーと使うエネルギーの収支が実質ゼロのZEHの建築と購入に**15万円を補助**
- 府内産木材の利用又は再エネコンシェルジュが関わった住宅は補助増額（+25万円）

②断熱窓への改修（リフォーム）を支援

- 断熱窓への改修（リフォーム）に**最大10万円を補助**
※国が実施する先進的窓リノベ事業を活用への上乗せ
（詳細） <https://www.kcfca.or.jp/project/2026zeh/>

	①ZEH補助金		②断熱窓補助金	
対象事業 及び補助 額	対 象 事 業		【対象】 開口部の断熱改修（リフォーム） 【補助額】 国補助に府が最大10万円上乗せ	
	ZEH、Nearly ZEH、ZEH Oriented			15万円
	ZEH Nearly ZEH ZEH Oriented	京都府内産木材、北山丸太製品 又は京銘竹製品を使用		40万円
		京都再エネコンシェルジュが設計 又は施工		
対象者	府内に自ら居住するための住宅の新築又は購入を行う個人。		府内に自ら住居する既存住宅の断熱改修（リフォーム）を行う個人。	

②共同住宅向け補助制度

- マンションに**太陽光発電設備及び蓄電池**を導入する事業者等に対する助成
(詳細) https://www.pref.kyoto.jp/energy/juten_condominium.html

対象者	共同住宅の管理組合、共同住宅の所有者（個人・法人）
対象事業	＜対象事業＞ 太陽光発電設備及び蓄電池を導入する事業 （太陽光発電単体の導入も可能） ＜主な要件＞ ・発電した電気は、共用部及び専有部で消費 ・自家消費率50%以上 ・FIT売電不可 ・PPA又はリースでの導入も可能
対象設備	○太陽光発電設備 ○蓄電池
補助率	太陽光発電設備 5万円/kW（上限200万円） 蓄電池 1 / 3（上限100万円※） ※災害時に地域で電力を提供する場合、200万円に引き上げ

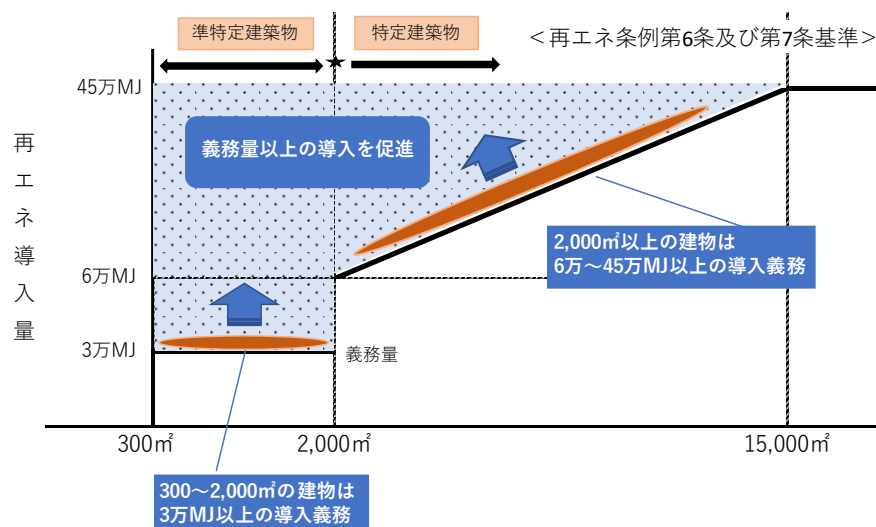
見直しにより、使いやすい形となる要件に変更

※本事業は環境省の重点対策加速化事業を活用した事業です。

③事業者向け補助制度

(特定建築主等再エネ導入促進事業)

- **条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置**する事業者に対する補助
(条例施行前の**既存建物における設置も補助対象** (条例の設置義務は新築・増築のみ))
(詳細) <https://www.pref.kyoto.jp/energy/uwanose/uwanose.html>



<参考> 条例の設置義務量

○ **特定建築物 (延べ床面積2,000㎡以上)**

6万MJ～45万MJ (上限)

※30MJ×床面積 (新築又は増築面積)

○ **準特定建築物 (延べ床面積300㎡以上2,000㎡未満)**

一律3万MJ (適用除外規定あり。)

※3万MJ≒太陽光約2.5kW

<参考> kW→MJの変換式

MJ/年 = kW×8760時間×発電効率0.14×変換係数9.76

補助対象設備	補助率	補助限度額	備考
太陽光発電設備	5万円/kW	900万円	・自家消費率50%以上 ・FIT売電不可 ・上乗せ分の設備を設置する費用と、義務量分を含む設備導入量に補助率を乗じた額のいずれか低い額
蓄電池	1 / 3	100万円	・16万円/kWh (工事費込み・税抜き) の1/3が上限 ・太陽光発電設備との同時導入 ・災害時に地域へ電力供給する場合は補助限度額200万円

※本事業は環境省の重点対策加速化事業を活用した事業です。

- ソーラーカーポートを導入する事業者、農地・ため池に太陽光発電を導入する事業者に対する補助
(詳細) https://www.pref.kyoto.jp/energy/carport_agripv.html

対象者	民間事業者
対象事業	<対象事業> 太陽光発電設備を導入する事業 <主な要件> ・FIT売電不可 ・ソーラーカーポートを導入する場合は、自家消費率50%以上 ・農地やため池に導入する場合、自家消費されないものについては、京都府内の需要家に売電可能。ただし、やむを得ず余剰電力（発電量の30%以内とする）が生じ、京都府外の需要家に売電する場合、売電収入は設備の維持管理・更新費用に充てること。
対象設備	○太陽光発電設備 ○蓄電池（太陽光発電設備の附帯設備として導入する場合に限る）
補助率	ソーラーカーポート 1 / 3（上限200万円） 農地、ため池 1 / 2（上限500万円） 蓄電池 1 / 3（上限100万円※） ※災害時に地域で電力を供給する場合、200万円に引き上げ

※本事業は環境省の重点対策加速化事業を活用した事業です。

3-3.事業者向け自立型再エネ・EMS設置事業 (自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業)

- 再エネ条例に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受けた **中小企業者等による再エネ等設備の同時導入**に要する経費の一部を補助

(詳細：計画認定のページ) https://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyuusokusinnjourei_shien.html

対象者	中小事業者（資本金の額 1 億円以下）、社会福祉法人、学校法人、個人事業者等
対象事業	再エネ設備と効率的利用設備を新設・増設し、自己消費を目的に発電を行う事業 ※自己消費を目的とするため、固定価格買取制度等による 全量売電は対象外 ※ 災害等の非常時に 、導入する再エネ設備等で発電された電気を、その設置場所において 一般の利用に供する ことができる構造であること。 ※ 再エネ条例に基づく設置義務履行のための整備は対象外 （延べ床面積300㎡以上の新築・増築）
対象設備	○再エネ設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電） ○効率的利用設備（蓄電池、エネルギー・マネジメント・システム（EMS））
支援制度	計画認定に基づく設備導入に際して、以下のいずれかの 優遇を選択可能
税減免	計画認定に基づく設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 設備取得価格の 1 / 3（上限1,000万円）
補助金	計画認定に基づく設備導入に関する補助金の交付 ○再エネ設備として太陽光発電を導入する場合 （上限250万円） 太陽光発電：7万円/kW （京都再エネコンシェルジュによる設計・施工の場合は10万円/kW） 蓄電池：7万円/kWh EMS：導入費用の1/3 ・効率的利用設備 2種同時 の場合 EMS：補助対象経費の 1 / 2 ○太陽光発電以外の再エネ設備を導入する場合 ・効率的利用設備 2種同時 の場合 EMS：補助対象経費の 1 / 2（上限400万円） ・効率的利用設備 1種 の場合 EMS：補助対象経費の 1 / 3（上限400万円）

- 府の事業者向け太陽光発電設備導入補助の付帯設備として**水素等関連設備（水素の製造、貯蔵、運搬（又は一体となって使用）する設備）**や**水素等利活用設備（CO2排出実質ゼロ水素を使用して電気を供給する設備）**を導入する事業者に対し、導入費用の一部を補助

	水素等関連設備	水素等利活用設備
補助対象者	府内で事業を行う者	府内で事業を行う者
補助率	補助対象経費の 2/3	補助対象経費の 2/3
上限額	1,000万円	1,000万円
要件	- 事業者向け脱炭素行動促進事業や営農型太陽光発電等導入促進事業における太陽光発電設備の付帯設備であること - CO2排出実質ゼロ水素を製造、貯蔵、運搬（又は一体となって使用）するものであること 等	- CO2排出実質ゼロ水素を使用して電気を施設内や地域内に供給する事業であること。 - CO2排出削減が図れる事業であること 等

導入イメージ

